

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年4月15日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

(1) 業務名 豊田市ホームページ管理システム構築及び保守・運用等業務委託

(2) 業務の概要

主な業務内容は下記のとおり。

ア ホームページ管理システム環境構築・提供

イ CMSの導入・提供

ウ デザイン作成、サイト設計及びコンサルティング業務

エ 現ホームページコンテンツの移行業務

オ 操作・運用マニュアル作成及び操作研修の実施

カ ホームページ管理システム・CMSの保守・運用等業務

※業務内容の詳細は「豊田市ホームページ管理システム構築及び保守・運用等業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期限 令和13年6月30日

(4) 提案限度額 66,000,000円(消費税込み)

※提案限度額の内訳

システム構築業務 33,000,000円(令和8年度分)

保守・運用等業務 33,000,000円(令和8年7月から令和13年6月までの60か月分)

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格(物品等)を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること。(資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。)

(7) 公告日において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

ア 令和2年4月以降、都道府県又は人口20万人以上（令和7年4月1日現在）の市若しくは特別区が発注する業務（元請としてCMSを使ったホームページ管理のためのシステム構築をする業務）の履行実績を有する者であること。なお、公告日において複数年度契約している業務であっても、システム構築業務が完了していることが分かる書類が提出できる場合は履行の実績がある者とみなす。

イ 令和2年4月以降、地方公共団体が発注する業務（元請としてCMSのメンテナンス及びサポートをする業務）の履行実績を有する者であること。

ウ 情報セキュリティマネジメントISO/IEC 27001の認証（JISQ 27001、ISO/IEC 27001）を取得している者であること

3 業務説明資料等の交付

(1) 交付期間 令和7年4月15日から令和7年4月28日まで（土・日曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付場所 豊田市役所市長公室広報課広報担当（南庁舎4階）又は広報課ホームページからダウンロード

4 参加表明書の提出及び参加資格の確認

(1) 提出期限 令和7年4月28日（月） 午後5時まで

(2) 提出場所 豊田市役所市長公室広報課広報担当（南庁舎4階）

(3) 提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）

(4) 添付資料 参加資格要件（7）ア・イ・ウが確認できる書類（契約書・認証書などの写し）

5 参加資格確認結果の通知

(1) 通知期限 令和7年5月1日（木）まで

(2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和7年4月28日（月） 午後5時まで

(2) 受付方法 持参、郵送又はメール（受付期限必着）

(3) 回 答 令和7年5月8日までに参加者にメールにて行う。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面60枚以内（契約書の写しなどの業務実績を確認するための書類、見積書、積算内訳書及びCMS等機能要件一覧を除く。）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本6部）。副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。なお副本の内容を改変せずに社名、担当者連絡先などを記載した正本用表紙のみを正本に追加する場合は、A4サイズ片面61枚以内での正本の提出を認める。

提案書等の詳細は、「提案書等作成要領」を参照し作成すること。

(1) 業務経歴

CMSの導入及びホームページ管理のためのシステム構築業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等と、保守・運用業務を含む場合はその請負金額、契約期間）

(2) 業務担当体制

業務担当責任者・主任担当者等が保有する資格、経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務

(3) 業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

(4) 本業務への提案や意見

以下の項目ごとに具体的な提案をすること。

- a デザイン性（デザイン、プロモーション、緊急時、カテゴリ構成、様々な媒体への対応）
- b 快適性（検索機能、アクセシビリティ）
- c 安全性（システム構成、セキュリティ対策）
- d 利便性・効率性（データ移行、CMS）
- e 機能拡張（システム構築、保守・運用、改善支援）
- f 職員研修

(5) 工程計画

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

(7) CMS等機能要件一覧（1部）

8 提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年5月15日（木） 午後3時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所市長公室広報課広報担当（南庁舎4階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
- (4) その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

9 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和7年5月23日（金） 午後1時から午後6時までのうち指定する35分間（時間は後日連絡する。）
- (2) 開催場所 豊田市役所 東73会議室（東庁舎7階）
- (3) 備考
 - ア 説明10分以内（時間厳守）、質疑応答25分とする。
 - イ 出席者は3名以内とする。
 - ウ 説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
 - エ 説明及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - オ 対面でのヒアリングを予定しているが、市の都合によりヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

10 評価基準

- (1) 下記評価項目のうち、ア及びウを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。ア及びウの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
 - ア 業務経歴等（80点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（５０点）
- (イ) 業務担当者等の業務経験（３０点）

イ 業務実施計画等（１００点）【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針（１２点）
- (イ) 本業務についての提案・意見（８０点）
- (ウ) 工程計画（４点）
- (エ) 取組意欲（４点）

ウ 価格等（１２０点）【事務局評価】

※評価点（７００点）＝ア（業務経歴等（８０点））＋イ（業務実施計画等（１００点）×５人）
＋ウ（価格等（１２０点））

※評価項目や評価基準の詳細は別紙「提案書等審査表」のとおり

- (２) 最高得点のものが同点の場合は、評価項目「イ業務実施計画等（イ）本業務についての提案・意見」のうち「a デザイン性」及び「b 快適性」の合計得点が高い者を契約の最優秀提案者として選定する。
- (３) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選考しない。
- (４) 選考は以下の５名の委員により行う。

市長公室 副室長	大久保英幸
学識経験者	和祐里（愛知県立芸術大学講師）
総務部 ＣＤＯ	佐々木大祐
広報課 課長	松原真
情報システム課 課長	柴田拓馬

１１ 選考結果の通知及び契約

- (１) 選考結果通知（予定）日 令和７年５月２６日（月）
選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。
- (２) 契約（予定）日 令和７年７月１７日（木）
プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定。
最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

１２ その他

- (１) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。
- (２) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (３) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (４) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (５) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成１０年条例第３４号）の規定に基

づき、提出書類を公開することがある。

- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取のうえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (10) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和13年度から令和16年度までの豊田市ホームページ管理システム保守・運用等業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

【問合せ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市市長公室広報課広報担当（南庁舎4階）
電 話 0565-34-6604（直通） F A X 0565-34-1528
メールアドレス koho@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。